

議案第94号

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告の適用期日及び人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正

飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛驒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず、給与条例の給料表の改正があった場合における次の各号のいずれかに該当するパートタイム会計年度任用職員に対する改正後の給料表の準用については、当該改正があった日以後最初に到来する4月1日が含まれる年度から適用する。

(1) 任期の定めが3月以内の者（飛驒市会計年度任用職員の任用手続等に関する規則（令和2年飛驒市規則第14号）第2条第4項各号に該当するとして再度任用され、通算の任用期間が3月以上となることが見込まれる場合を除く。）

(2) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者

第11条第1項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額」を「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120」に、「100分の100を乗じて得た額）」を「100分の100を乗じて得た額）、12月に支給する場合においては100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額」に改める。

第21条第1項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額」を「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120」に、「100分の100を乗じて得た額）」を「100分の100を乗じて得た額）、12月に支給する場合においては100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額」に改める。

第2条 飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「6月に支給する場合においては100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100」を「100分の102.5」に改め、「、12月に支給する場合

においては100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額」を削る。

第21条第1項中「6月に支給する場合においては100分の120」を「100分の122.5」に「100分の100」を「100分の102.5」に改め、「、12月に支給する場合においては100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 3 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

(第1条) 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 略 (給料及び報酬の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、給与条例の給料表の改正があった場合における会計年度任用職員に対する改正後の給料表の準用については、当該改正があった日以後最初に到来する4月1日が含まれる年度から適用する。</u></p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>5・6 略</p> <p>第4条～第10条 略 (期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「<u>期末手当基礎</u></p>	<p>第1条・第2条 略 (給料及び報酬の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、給与条例の給料表の改正があった場合における次の各号のいずれかに該当するパートタイム会計年度任用職員に対する改正後の給料表の準用については、当該改正があった日以後最初に到来する4月1日が含まれる年度から適用する。</u></p> <p>(1) <u>任期の定めが3月以内の者（飛騨市会計年度任用職員の任用手続等に関する規則（令和2年飛騨市規則第14号）第2条第4項各号に該当するとして再度任用され、通算の任用期間が3月以上となることが見込まれる場合を除く。）</u></p> <p>(2) <u>通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者</u></p> <p>5・6 略</p> <p>第4条～第10条 略 (期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「<u>期末手当基礎</u></p>

額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）

_____」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにあつては時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

2・3 略

第12条～第20条 略

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の120を

額に、6月に支給する場合においては100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額、12月に支給する場合においては100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにあつては時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

2・3 略

第12条～第20条 略

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、6月に支給す

乗じて得た額 _____ (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100を乗じて得た額)

_____」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡

る場合においては100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100を乗じて得た額)、12月に支給する場合においては100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡

を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」
とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 略

以下 略

を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」
とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 略

以下 略

(第2条) 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第10条 略 (期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の120</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額)、<u>12月に支給する場合においては100分の125</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにあつては時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 略</p> <p>第12条～第20条 略</p>	<p>第1条～第10条 略 (期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額) _____」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにあつては時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 略</p> <p>第12条～第20条 略</p>

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）、12月に支給する場合においては100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）_____」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）

において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 略

以下 略

において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について										
担当部	総務部										
提案理由	人事院勧告の適用期日及び人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正										
制定改廃の根拠等	<p>(1) 会計年度任用職員に対する人事院勧告に基づく給料表の改正については、これまで翌年度の4月から適用していたが、国の取扱いの改正により、常勤職員と同様に当該年度の4月1日に遡って適用する。</p> <p>(2) 人事院勧告に基づき、飛騨市職員の給与に関する条例の一部が改正されたことに伴い、期末手当の支給月数を改正する。</p>										
条例の概要	<p>(第1条)</p> <p>(1) 特定の時期に一時的に任用される職員(任期が3月以内)及び勤務時間が少ない(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満)職員を除き、人事院勧告に基づく改正後の給料表を、常勤職員と同様に令和5年4月1日に遡って適用するもの。(第3条関係)</p> <p>(第1条及び第2条)</p> <p>(2) 人事院勧告に基づき、常勤職員のボーナスの期別支給月数が改正されたことに伴い、期末手当の期別支給月数について改正するもの。</p> <p>第1条関係 本年12月期の期末手当の支給月数を0.05月分引上げる。</p> <p>第2条関係 第1条の引上げについて、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分する。(第11条及び第21条関係)</p> <table border="1" data-bbox="392 1413 1366 1574"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 期末手当</td> <td>1.200月(支給済み)</td> <td>1.250月(現行1.200月)</td> </tr> <tr> <td>6年度以降 期末手当</td> <td>1.225月</td> <td>1.225月</td> </tr> </tbody> </table>			6月期	12月期	令和5年度 期末手当	1.200月(支給済み)	1.250月(現行1.200月)	6年度以降 期末手当	1.225月	1.225月
	6月期	12月期									
令和5年度 期末手当	1.200月(支給済み)	1.250月(現行1.200月)									
6年度以降 期末手当	1.225月	1.225月									
市民への影響等	<p>【影響の規模】</p> <p>会計年度任用職員 49,700千円(296名)</p>										
施行日	<p>(第1条) 公布の日(適用日:令和5年4月1日)</p> <p>(第2条) 令和6年4月1日</p>										
備考	<p>今回の人事院勧告による給与改定率は全体で1.1%であるが、高卒初任給は7.8%の改定と、若年層ほど改定率が大きくなっている。</p> <p>会計年度任用職員については従前より常勤職員の初任給相当の給与設定であることから、常勤職員と比較して影響額が大きくなる。</p>										